

【1989年12月25日】労働者災害補償保険制度の改善について（建議）

労働者災害補償保険審議会

労働者災害補償保険制度の改善について

当審議会においては、昭和63年8月より労災保険基本問題懇談会を設け、労災保険制度の改善について検討を行ってきたところであるが、今般、当面改正の必要のある事項について、別添のとおり同懇談会の結論が得られた。

当審議会としては、本報告の趣旨に沿って労災保険制度の改善を行うべきであるとの結論を得たので、この旨建議する。

労働大臣 福島讓二殿

平成元年12月25日
労働者災害補償保険審議会
会長 萩澤 清彦

労働者災害補償保険制度の改善について

労災保険基本問題懇談会においては、昭和 63 年 8 月 1 日に第 1 回の会合を開いて以来、今日まで 22 回にわたって会合を持ち、労働者災害補償保険制度全般にわたって幅広く検討を行ったが、このたび当面改正の必要のある事項についてその結論を得たので、別紙のとおり報告する。

労働者災害補償保険審議会

会長 萩澤 清彦 殿

平成元年 12 月 25 日
労災保険基本問題懇談会
会長 萩澤清彦

(別紙) 労働者災害補償保険制度の改善について

1 労働者災害補償保険制度については、度重なる制度改正により、水準面では充実したものとなっているが、高齢化の進展等経済社会の変化に必ずしも十分に対応したものとなっていない点がみられるとともに、制度や運用面において公平を欠いていたり、均衡を失していると思われる点もみうけられる。このような問題点の解消を図るため、当基本問題懇談会としては、当面下記の措置を講ずるべきであるとの結論に至った。

2(1) なお、重度障害者等に対する介護に係る補償のあり方、各種給付における被災時年齢等による不均衡の問題、支給停止の運用基準の見直しを含む民事損害賠償との調整のあり方、費用徴収基準の見直しの諸点については、時間の制約もあり、今回結論を得るに至らなかったが、これらについては引き続き検討を進め、早期に結論を得よう努めるべきものとする。

(2) また、各種認定基準のあり方や医学的判断を必要とする事項についての認定体制のあり方、社会保険との調整のあり方、特別支給金のあり方、労働福祉事業や余裕金の運用のあり方等の問題についても、引き続き検討を深め、その結果に基づき所要の措置を講じていく必要があると考える。

1 高齢化の進展等経済社会の変化に対応した労災補償の充実

(1) 年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善

年金・一時金のスライド要件を緩和し、完全自動賃金スライド制とする。

休業スライドの発動要件を 20%から 10%に引き下げるとともに、企業規模により異なり、業種毎に算定する現行方式を全産業の平均賃金の変動率を用いることにより一

本化する。

(2) 給付基礎日額の最低保障額の改善

給付基礎日額の最低保障額について、諸般の事情を考慮してその額を引き上げる。

(3) 暫定任意適用事業の雇用労働者への適用拡大を図るための農業従事者の特別加入制度の改善

一定規模以上の農業の個人事業主等が行う一定の危険又は有害な作業を対象作業とする特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が季節雇用労働者等を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける。

2 公平・均衡を図る観点からの改善

(1) 長期療養者の休業(補償)給付への年齢階層別の最低・最高限度額の導入

長期療養者に係る休業(補償)給付について、傷病(補償)年金との均衡を図る等の観点から、療養開始後一定期間経過後は、その給付基礎日額に、既に年金について設けられている年齢階層別の最低限度額・最高限度額制度を適用する。

(2) 現行法の規定を前提とした民事損害賠償調整対象事案の把握等

行政において損害賠償の支払われた事案の把握に努め、民事損害賠償との調整を適正に行う。

(3) 未手続事業の解消を図るための費用徴収の適正実施

未手続事業の解消に努めるほか、費用徴収の適正実施に努める。

(4) 遺族補償年金の受給資格認定要件の整備

遺族補償年金の受給資格に関し、三世同居等の場合で、祖父母、孫等であって被扶養利益がないと思われる者の生計維持要件の認定がより適正に行われるよう所要の整備を行う。

3 その他運用の改善等

(1) 認定基準の策定等や業務上外等の認定の運用にあたっての労使等の意見の反映

労災保険審議会に専門小委員会等を設け、認定基準の策定等に際し労使の意見がより反映されるよう努めるとともに、業務上外等の認定において被災労働者やその雇用主等関係者の意見がより反映される方途について検討を進める。

(2) 単身赴任者の土帰・月来行為、新規赴任時の災害補償の運用の改善

単身赴任者の土帰・月来行為、新規赴任時の災害について、公務員災害補償制度における取扱いを参考としつつ、業務災害又は通勤災害と認められる範囲についてその基準の明確化を図る等により運用の改善に努める。

(3) 余病による死亡と業務上の傷病との因果関係の調査・研究

重度障害者の余病による死亡と業務上の傷病との因果関係を明確にするため、専門家会議による調査・研究を進める。

(4) 被災者の早期社会復帰の総合的推進

治ゆ後の医療措置を対象とするアフターケア制度、社会復帰援護制度等の拡充等を図るとともに、医療機関、職業安定機関・職業能力開発機関との連携のもとに被災労働者の早期社会復帰を推進していくための行政体制を整備する等により、被災者の早期社会復帰の総合的推進を図る。

(5) 不服申立てに関する審査体制の充実・強化

不服申立てに関する審査・再審査の迅速化を図るため、審査体制の充実・強化を図る。

(6) 現行の事業主の意見申出制度の周知による活用

事業主の意見申出制度について、その活用が図られるよう周知に努める。

(7) 葬祭料及び葬祭給付の改善

最近における葬祭費用の実情を考慮し、葬祭料及び葬祭給付の定額部分を引き上げる。

(8) 労災就学等援護費の改善

就学等に要する費用の実態を考慮して、労災就学等援護費の額を引き上げる。

(9) 労働組合の一人専従者への特別加入制度の拡大にむけての検討

労働組合の「一人専従」役員について、特別加入の対象とする方向で調査、検討を進める。

建議が提言した主要な改善項目

(1) 年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善

年金・一時金のスライド要件(6%)を緩和し・完全自動賃金スライド制とする。

休業スライドの発動要件を20%から10%に引き下げるとともに、企業規模により異なり、業種毎に算定する現行方式を全産業の平均賃金の変動率により一本化する。

(2) 長期療養者の休業(補償)給付への年齢階層別の最低・最高限度額の導入

長期療養者に係る休業(補償)給付について、療養開始後一定期間経過後は、その給付基礎日額に、既に年金に設けられている年齢階層別の最低限度額・最高限度額制度を適用する。

(3) 暫定任意適用事業の雇用労働者への適用拡大を図るための農業従事者の特別加入制度の改善

一定規模以上の農業の個人事業主等が行う一定の危険又は有害な作業を対象作業とする特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が季節雇用労働者等を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける。

(4) 被災者の早期社会復帰施策の総合的推進

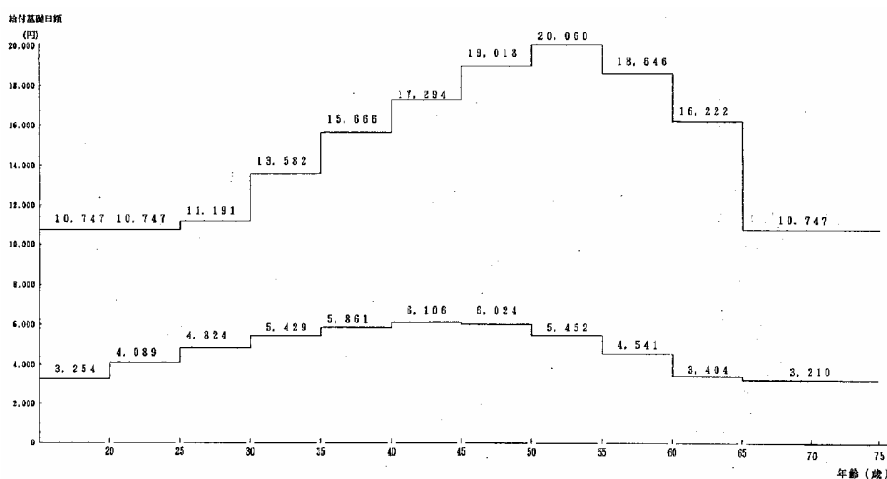
治ゆ後の医療措置を対象とするアフターケア制度、社会復帰援護制度等の拡充等を図るとともに、医療機関、職業安定機関・職業能力開発機関との連携のもとに被災労働者の早期社会復帰を推進していくための行政体制を整備する等により、被災者の早期社会復帰の総合的推進を図る。

(参考)

1. 労災保険におけるスライド制の概要

給付名		指標	スライド率
休業(補償)給付	1,000人以上の事業の労働者	同一の事業場における同種の労働者(同種の労働者がいない場合には全労働者)の平均給与額の、労働者が被災した四半期(給付額の改定がすでに行われている場合には、その改定の基礎となった四半期)の平均給与額に対する比率	20%以上
	1,000人未満の事業の労働者	毎月勤労統計における当該事業の属する産業(毎月勤労統計に当該事業の属する産業のない場合は全産業)の労働者の平均給与額の、労働者が被災した四半期(給付額の改定がすでに行われている場合には、その改定の基礎となった四半期)の平均給与額に対する比率	
年金たる保険給付 障害(補償)年金 遺族(補償)年金 傷病(補償)年金		全産業の労働者1人あたりの平均給与額の労働者が被災した年度(給付額の改定がすでに行われている場合には、その改定の基礎となった年度)の平均給与額に対する比率	6%以上
一時金たる保険給付 障害(補償)一時金 障害(補償)年金差額一時金 障害(補償)年金前払一時金 遺族(補償)一時金 遺族(補償)年金前払一時金 葬祭料(葬祭給付)			

2. 平成元年8月から平成2年7月までの月分の年金に適用される年金給付基礎日額の最低限度額、最高限度額



3. 労災保険の暫定任意適用事業

民間の個人経営の農業の事業(特定の危険有害作業を主として行う事業であって常

時労働者を使用するものを除く。)であって、5人未満の労働者を使用するもの。

民間の個人経営の林業の事業であって、労働者を常時は使用せず、かつ、一年以内の期間において使用労働者延人員が300人未満のもの。

民間の個人経営の漁業の事業(総トン数5トン以上の漁船による事業であって河川、湖沼及び特定の水面以外の場所で主として操業するもの並びに特定の危険有害作業を主として行う事業であって常時労働者を使用するものを除く。)であって、5人未満の労働者を使用するもの。

特別加入の種類・内容

中小事業主等	<p>常時300人(金融業、保険業、不動産業、小売業又はサービス業については50人、卸売業については100人)以下の労働者を使用する事業の事業主で労働保険事務組合に事務処理を委託する者及びその事業主が行う事業に従事する者</p>
一人親方等	<p>下記の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者が行う事業に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業(タクシーの運転手等) ロ 建設の事業(大工等) ハ 漁船による水産動植物の採捕の事業 ニ 林業の事業 ホ 医薬品の配置販売の事業 ヘ 再生資源の取扱いの事業
特定作業従事者	<p>指定農業機械作業従事者</p> <p>農業における土地耕作、開墾又は植物の栽培、採取の作業であって・労働大臣が定める種類の機械を使用する者職場適応訓練受講者</p> <p>事業主団体等委託訓練生</p> <p>家内労働者及びその補助者</p>
海外派遣者	<p>国際協力事業団等から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者</p> <p>海外支店等に派遣されて海外で行われる事業に従事する労働者</p>

労働者災害補償保険制度の概要

